

議案第78号

大田原地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

大田原地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年12月5日提出

大田原市長 相 馬 憲 一

大田原地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例を廃止する条例
大田原地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例（平成23年条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。